

# 第2回 新十条通稻荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会

日 時：平成28年9月9日（金） 午前10時～正午

場 所：職員会館かもがわ 2階 中会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

（1）「新十条通稻荷山トンネル上部用地（高齢者福祉施設用地）の売却先予定事業者 の選定に係る募集要項（案）」について

（2）「審査項目及び審査基準（案）」について

（3）事務局からの報告

- ・今後の予定について 他

（4）意見交換

## 3 閉 会

### 【資料】

- 1 新十条通稻荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会委員名簿
- 2 新十条通稻荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会設置要綱
- 3 新十条通稻荷山トンネル上部用地（高齢者福祉施設用地）の売却先予定事業者の選定に係る募集要項（案）
- 4 審査項目及び審査基準（案）

## 新十条通稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会

### 委員名簿

氏 名	所属団体 等
岩本 憲三	月輪自治連合協議会 会長
木村 信夫	京都市東山区社会福祉協議会 会長 ○
杉澤 喜久美	日本公認会計士協会京滋会
浜岡 政好	佛教大学 名誉教授 ◎

◎：委員長 ○：副委員長 (五十音順・敬称略)

## 新十条通稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新十条通西側整備計画において「高齢者福祉施設用地」として位置付けられている新十条通稲荷山トンネル上部用地について、公募による民間事業者への売却に向けた募集要項の検討や応募のあった提案内容の審査等を行うに当たり、外部意見を聴取するとともに、検討過程の透明化を図るため、京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）第13条に規定する委員会として、新十条通稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことを目的とする。

### (組織等)

第2条 委員会は、委員4名以内をもって組織する。

2 条例第15条第1項に規定する市長が定める期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局長寿社会部介護保険課において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

#### (経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。